

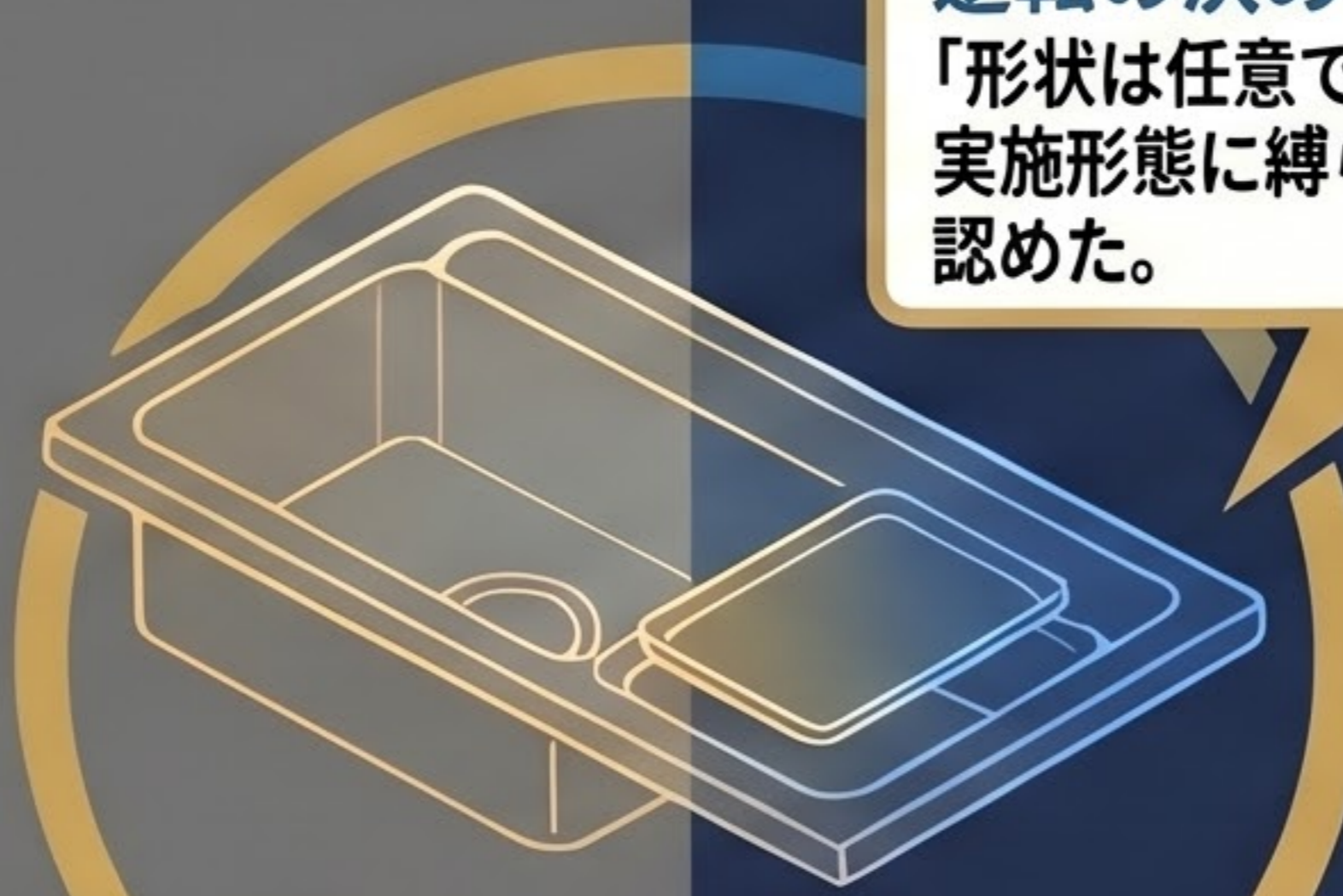
# 特許第3169870号「流し台のシンク」 「流し台のシンク事件」知財高裁での逆転劇：構成要件「傾斜面」の解釈の分水嶺

上側段部と中側段部の前後間隔をほぼ同一にし、1枚のプレート安定して共用可能にする発明



## 原審（東京地裁）：構造的・空間的解釈

傾斜面により、シンク内に「ある程度の面積」を持つ奥広がり  
の内部空間が形成される必要があると判断（非充足）



逆転の決め手は明細書【0027】：  
「形状は任意である」との記載を根拠に、  
実施形態に縛られない広い形状自由度を  
認めた。

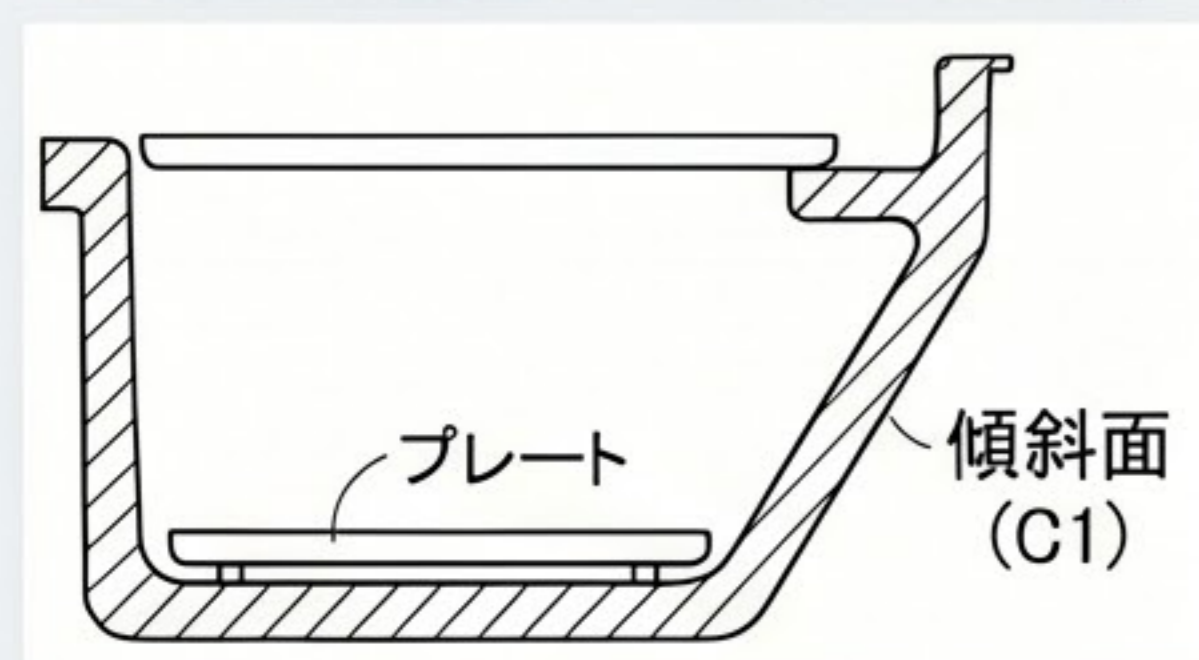


## 控訴審（知財高裁）：機能的・目的的解釈

同一プレートを載置できるという「機能を容易に実現できる  
傾斜」があれば、局所的であっても足りると判断（逆転充足）

## 最大の争点「構成要件C1」：傾斜面

### 本件実施形態（広い傾斜）

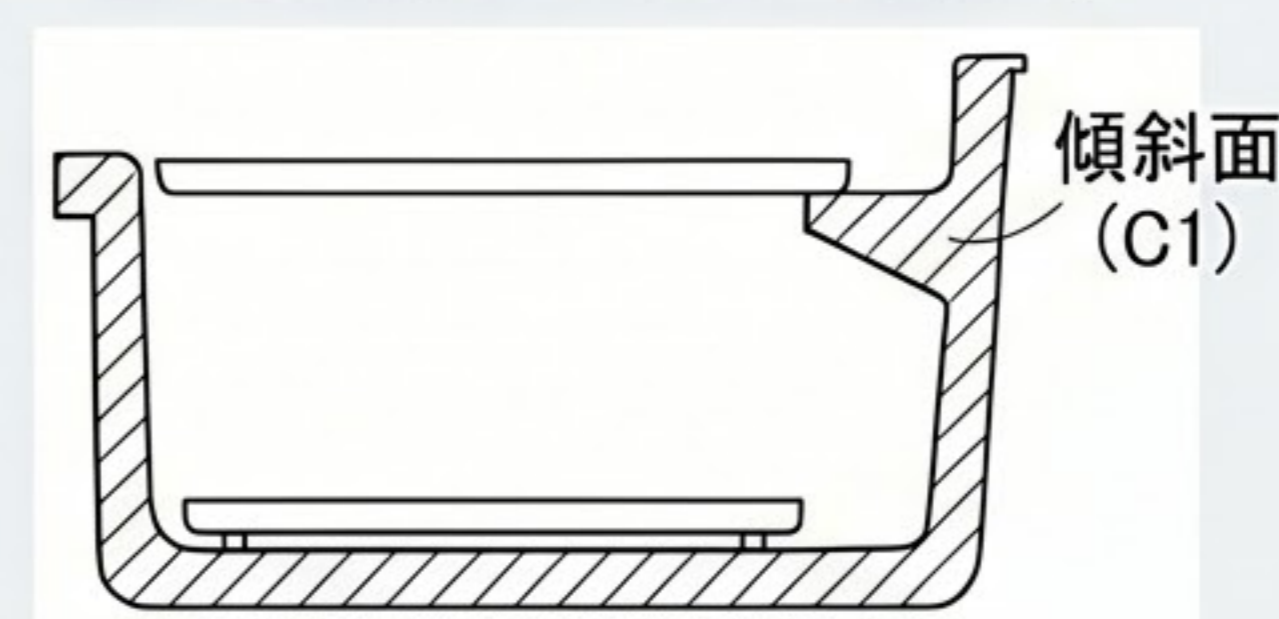


壁面全体が大きく奥へ傾斜



被告製品の局所的な傾斜では不十分

### 被告製品（局所的傾斜）



壁面の主体は鉛直だが、上側凸条  
(リブ)の下面のみが傾斜



後方側壁面の一部と認める

## 実務上の教訓：解釈の揺れを防ぐために



補正時の「見方」を明確にする  
補正で加えた限定が「構造」なのか「機能」  
なのかを、明細書と意見書で一貫させておく



多様な変形例の記載  
設計回避を予測した複数の断面バリエ  
ーションの記載が有効（例：【0027】）



認容された損害額：18,000円  
差止は認められたが、現行製品の販売  
実績の立証が不十分だったため